

令和6年

第2回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和6年2月26日 午前9時30分～  
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）  
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(15 番山崎 輝代委員、16 番高橋 宏委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第1号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明の発行について
- 日程 7 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 9 第4号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 10 第5号議案 南魚沼市農地転用適正化指導要領の廃止について
- 日程 11 その他

- 令和6年3月18日（月） 10：30～
  - ・第96回常設審議委員会
  - 【新潟市 JA新潟ビル】 <会長>
  
- 令和6年3月19日（火） 13：30～
  - ・上中越農業委員会委員研修
  - 【十日町市 越後妻有文化ホール】 <全員>
  
- 令和6年3月21日（木） 13：30～
  - ・第135回新潟県農業会議通常総会
  - 【新潟市 新潟東映ホテル】 <会長>
  
- 令和6年3月25日（月） 14：00～
  - ・第3回農業委員会総会
  - 【大和庁舎 旧議場】 <全員>
  
- 令和6年3月25日（月） 18：00～
  - ・農業委員会懇親会（歓送迎会）
  - 【五日町 吉原屋】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫		
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉	9 番	佐々木 大輔
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京	15 番	山崎 輝代
16 番	高橋 宏	17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児	推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広	推 5 番	笛木 正計	推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 覚雄	推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二	推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員は 1 名である。

6 番 上村 哲

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時41分開会)

議長 それでは、令和6年第2回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が18名、推進委員が24名で合計42名の出席となり、総会は成立します。

### 日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

### 日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、15番山崎輝代委員、16番高橋宏委員にお願いいたします。

### 日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。推進委員23番水澤委員。

推23番水澤委員 おはようございます。

令和6年2月22日に南魚沼市役所本庁舎において、南魚沼市国民健康保険運営協議会が開催され、出席してまいりましたので報告いたします。

内容としましては、令和6年度の国民健康保険の運営方針と特別会計予算案についての審議で、審議の結果、原案のとおり答申することが決定されました。予算の総額は約54億円で、前年並みになります。詳細については省略させていただきます。なお、予算の概略は市報で公開されます。

本協議会は市長の諮問機関であり、被保険者を代表する者が4名、医師や薬剤師が4名、公益を代表する者、こちらは社会福祉協議会、人権擁護委員協議会、農業委員会、商工会から各1名ずつの計4名、健康保険連合会等から2名で構成されております。仕事としては国民健康保険特別会計の運営方針や予算案の審議が主ですが、本協議会の答申には法的な拘束力はなく、最終的には市議会での審議・承認によって執行されます。

ちなみに、南魚沼市内の国民健康保険の被保険者数は令和5年度で11,116人、市の人口は53,300人ほどですので、率にして約21.8%となります。この被保険者数は年々減少しておりまして、要因としましては、母数となる人口の減少、社会保険の加入要件の緩和なども大きいですが、第1次ベビーブームの世代が後期高齢者医療保険に移行することも要因として大きいと考えられます。

国民健康保険は平成30年に制度改正され、従前は各市町村が主体となって運用してきたものが国と都道府県主体の運営となりました。それにより、市町村が徴収した保険料はいったん都道府県へと納付し、そこから改めて市町村へと交付を受け、運用されます。このことに関連し、従前の制度とは異なり、医療費が不足する場合には国や都道府県から補填されるような仕組みへと変化しております。

最後になりますが、国民健康保険についてご不明な点やお気づきの点がございましたら、南魚沼市役所市民課内に国保年金係という部署がありますのでそこに直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上です。

議 長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、水澤委員ありがとうございました。

他にございますでしょうか。無いようですので、私の方から2月22日に開催された上・中越会長・事務局長会議及びその後開催された中越地区役員等候補者会議について報告いたします。

上・中越地区会長・事務局長会議では、3月の農業会議総会に提出される令和5年度の決算と令和6年度の予算の概要について話し合われました。また、その後の中越地区役員等候補者会議では、先立って話をしていたとおり、津南町の涌井会長の後任として、柏崎市の石塚会長を正式に監事候補者へと選出させていただきました。主な内容は以上となります。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

#### 日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降3件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について  
5ページをご覧ください。こちらは51件です。

1番から14番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも借受人の都合による解約で、借受人たる法人が農事組合法人から株式会社へと組織変更するにあたり、耕作地を整理するために解約するものです。

15番、16番は同じ借受人の方の案件です。いずれも借受人の都合による解約です。

17番、市野江乙の田1筆、借受人の都合による解約です。

18番から20番は同じ借受人の方の案件です。

いずれも借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

21番、茗荷沢の田2筆、借受人の都合による解約です。今後貸し付け予定とのこと。

22番、茗荷沢の田1筆、売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

23番、川窪の田2筆、転用するための解約です。後ほど5条申請があがってきます。

24番、美佐島の田3筆、売買のための解約です。

25番から44番までは同じ借受人の方の案件です。

いずれも契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

45番、舞台の田1筆、所有者の都合による解約です。

46番、奥の田15筆、売買のための解約です。後ほどあつせん売買があがってきます。

47番、樺野沢の田3筆、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

48番、大沢の田1筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

49番、大沢の田2筆、借受人の都合による解約です。

50番、三郎丸の田3筆、借受人の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

51番、蟹沢新田の田1筆、売買のための解約です。

### (3) 使用貸借の解約について

19ページをご覧ください。こちらは4件です。

1番、大崎の田1筆、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

2番、山崎、茗荷沢の田14筆、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

3番、大月の畑4筆、借受人の都合による解約です。

4番、上出浦の畑1筆、第三者との売買のための解約です。後ほど3条申請があがってきます。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

**日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について**

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

22ページをご覧ください。今月のあっせん委員の指名は1件です。

1番、今町新田の田16筆6,968.62㎡です。申請理由は売買で、申請者が体調不良となり、離農のため売買を希望するものです。あっせん委員といたしましては、1月30日に田邊浩委員、小杉進委員を指名しております。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第2号報告を終了させていただきます。

**日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明の発行について**



議長

日程6 第1号議案 農地法第3条の規定による買受適格証明の発行についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

申請内容の説明の前に、買受適格証明書というものについて説明させていただきます。

裁判所が行う強制執行による競売や、国や自治体が滞納処分のために行う公売については、誰でも入札に参加できるということが原則になっているのですが、農地を取得するには農地法により取得する要件が定められております。よって物件が農地だった場合には、誰でも買えるというのではなく、こちらの議案にあるように買受適格証明書がないと入札に参加できないようになっております。買受適格証明書は、申請者に農地所有の適格性があり、競売や公売の入札資格があるということを農業委員会が証明するものであり、こちらの買受適格証明書の発行を以て、申請者は入札に参加することになります。

また、こちらの買受適格証明書の発行は農地法の許可手続きに準じて行われますので、農地法第3条の許可申請において許可相当であるものについて買受適格証明書の発行をします。

ただし、この買受適格証明書は農地法上の許可ではありませんので、落札者は売却決定通知が出された後に、農地法の許可手続きをしていただくこととなります。このとき、前段階の買受適格証明書の交付にあたり、農地所有の適格性があるかどうかというところを見ておりますので、落札後は落札者単独の申請によって農地法の許可証を交付することとなります。

内容の説明に移ります。24ページをご覧ください。

1番、栃窪の田1筆1,071㎡、資料につきましては1ページをご覧ください。地図のとおり栃窪の集落の中ほどにある農地です。公売の詳細は備考欄のとおりで、今回の公売機関は南魚沼市です。入札及び開札日は3月18日で、売却決定日は3月28日です。売却基準価格は現在未定となっ

ております。こちらの願出者の耕作面積は86,000㎡ほどであり、住所は[REDACTED]となっておりますが、耕作地のほとんどが栃窪地内にあるため、願出者の農地所有の適格性については問題ないと考えております。

第1号議案については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第3条による買受適格証明の発行については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり承認されました。

**日程7 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について**

議長

日程7 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

26ページをご覧ください。今月の3条申請は15件です。16番、五箇の田2筆3,040㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり1,480円です。こちらの譲受人である法人は農地所有適格法人であり、認定農業者とのことです。申請理

由は経営規模拡大のためです。

17 番、茗荷沢の田 1 筆 2,968 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価は m<sup>2</sup>あたり 505 円です。こちらの農地は譲受人の親が借り受けていた農地で、この度借受人の後継者である譲受人が申請地を取得したいというものであります。申請理由は経営規模拡大のためです。

18 番、大崎の田 1 筆 121 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価は m<sup>2</sup>あたり 3,000 円です。こちらの農地は譲受人の家の裏にあり、以前より譲受人が耕作していたもので、今回分筆をして譲り受けたいというものです。地目は田となっていますが、取得後は畑として利用したいということです。申請理由は新規就農のためです。

19 番、大崎の畑 1 筆 97 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価は m<sup>2</sup>あたり 103 円です。譲渡人には財産処分の意向があり、このたび隣接する農地を所有する譲受人が取得したいということで申請があがったものです。なお、譲渡人の所有農地はこの 1 筆だけとのこと。申請理由は経営規模拡大のためです。

20 番、上出浦の畑 1 筆 442 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価は m<sup>2</sup>あたり 566 円です。こちらの農地につきましては、譲渡人の世帯で耕作するのに都合の悪い立地条件であり、農地に自宅が隣接する譲受人が取得したいということで申請をするものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

21 番、五日町の田 8 筆、売買による所有権移転で、対価は m<sup>2</sup>あたり 500 円です。譲渡人には財産処分の意向があり、今回の申請で全農地処分ということになります。申請理由は経営規模拡大のためです。

22 番、大月の畑 2 筆 25.8 m<sup>2</sup>、売買による所有権移転で、対価は m<sup>2</sup>あたり 2,054 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。こちらの農地は譲受人の所有農地と隣接している農地で、今後一体的に利用したいということで申請を上げるものです。譲受人の耕作面積が 0 a となっていますが、この方は一般法人に属する農業法人の代表取締役を務めており、日常的に農業に従事しているとのこと。申請理由は経営規模拡大のためです。

23 番、24 番は関連案件で、いずれも譲渡人が相続財産法

人となっている申請です。先月総会にも関連の案件がありましたが、経緯を掻い摘んで説明いたします。

これらの農地の譲渡人は平成 28 年に死亡し、長らく相続人不存在の土地となっておりましたが、令和 4 年に相続財産清算人が選任されたことにより、所有権移転を行うものです。相続財産清算人が相続財産を処分するときには家庭裁判所の審判が必要であり、こちらの案件についても令和 5 年 12 月に審判を受けたものとなっております。また、いずれの案件も㎡あたり 14 円、㎡あたり 44 円と対価が安くなっておりますが、これは家庭裁判所の許可を受けた額とのことです。

23 番、吉山新田の田 1 筆 1,450 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 14 円です。譲受人の方が隣接地を耕作しているということで申請をあげるものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

24 番、仙石の畑 2 筆 680 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 44 円です。こちらの農地は譲受人が以前より管理していた農地で、取得して野菜を作付けしたいということで申請をあげるものです。申請理由は新規就農のためです。

25 番、舞子、中子新田甲の田 2 筆 4,026 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 695 円です。こちらの農地は申請人とは別の方が耕作していた農地ですが、直近の賃貸借満了に伴う契約更新をせず、隣接農地を所有する譲受人に売却するものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

26 番、大沢の田 1 筆 1,413 ㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり 600 円です。こちらは譲渡人が体調不良になり、耕作できなくなった農地を譲受人が取得したいということで申請を上げるものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

27 番、長崎の畑 1 筆 1,479 ㎡、使用貸借権の設定で、契約期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間です。申請理由は新規就農のためで、今後スイカ等を作付けしたいとのことです。

28 番から 30 番までは農業者年金受給のための使用貸借権の設定ですので、説明を省略させていただきます。

第 2 号議案については以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

27 ページ 21 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27 ページ 21 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、21 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

それでは先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案はすべて承認されました。

**日程8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について**

議 長

日程8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

33 ページをご覧ください。今月の5条申請は3件です。

4番、山崎新田の畑1筆222㎡、売買による所有権移転で転用目的は車庫建設のためです。資料については2-4ページです。申請の内容ですが、譲受人は、家族が増えたことから、車庫の建設をしたいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を車庫に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

5番、浦佐の田1筆21㎡、贈与による所有権移転で転用目的は宅地拡張のためです。資料については5-7ページです。申請の内容ですが、申請地を譲受け、宅地の拡張をするものであります。また、亡くなった譲受人の父が昭和63年3月に住宅を建築した際に、申請地にはみ出して舗装を行っていたということで、始末書を提出してもらっております。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となります。一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、原則許可ということになります。

6番、川窪の田2筆1,712㎡、売買による所有権移転で

転用目的は資材置場です。資料については8-10ページです。申請の内容ですが、譲受人は、申請地の隣接地に資材倉庫を有するが、資材置場が不足しており、農業用の資材置場として利用したいというものであります。

この農地は農業公共投資の対象となった農地で第1種農地ですが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な資材置場に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員10番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10番西野委員退席)

33ページ 6番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。33ページ6番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、6番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について  
質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございません  
か。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認  
された案件を除く他の案件については原案のとおり承認す  
るにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されま  
した。

**日程9 第4号議案 農用地利用集積計画(案)につい  
て**

議 長

日程9 第4号議案 農用地利用集積計画(案)につい  
てを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷  
係長。

一之谷係長

(第4号議案朗読)

35ページをご覧ください。全部で132件あります。

96番、奥の田15筆9,143.11㎡、所有権移転で、対価は  
㎡あたり500円です。資料は11-12ページをご覧ください。  
こちらはあっせんの申出により、もともとこれらの農  
地を耕作していた譲受人とのあっせんが成立し、所有権移  
転を行うものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

97番、芹田の田1筆、賃借権の設定で、対価は総額  
8,500円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

98番、九日町の田3筆、賃借権の設定で、対価は10aあ



たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

99 番、穴地新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

100 番から 102 番は同じ借受人の方の案件です。

100 番、大崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

101 番、大崎の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

102 番、大崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

103 番、今町新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

104 番、水尾の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

105 番、雷土新田、雷土、湯谷、山崎新田の田 9 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

106 番、山崎、茗荷沢の田 14 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

107 番、茗荷沢の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

108 番、109 番は同じ借受人の方の案件です。

いずれも賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

110 番から 129 番までは同じ借受人の方の案件です。

110 番、川窪、美佐島の田 20 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 12 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

111 番、美佐島の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は総額 15,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

112 番、川窪、美佐島、余川の田 13 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 7 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

113 番、美佐島の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

114 番、美佐島の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で

60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

115 番、余川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

116 番、余川の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

117 番、余川の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

118 番、余川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 30kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

119 番、余川、八幡の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

120 番、余川、六日町の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

121 番、余川、六日町の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

122 番、六日町の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

123 番、六日町の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

124 番、六日町の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 7 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

125 番、六日町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

126 番、六日町の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

127 番、六日町の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

128 番、六日町の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

129 番、六日町、竹俣、竹俣新田の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 30kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

130 番、美佐島の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

131 番、東泉田、西泉田の田 4 筆、賃借権の設定で、対価

は 10 a あたり 75kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

132 番、畔地の田畑 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

133 番、小川の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

134 番、山谷の畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

135 番、岡の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

136 番、137 番は同じ借受人の方の案件です。

いずれも賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は法人化のためです。

内容といたしましては、こちらの借受人である法人がこのたび新たに解除条件付きの一般法人として農業に参入するにあたり、法人の代表者とその家族が所有農地を貸し付けるものです。

138 番、長森の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

139 番から 141 番までは同じ借受人の方の案件です。

139 番、小栗山、片田、思川の田 19 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

140 番、思川の田畑 12 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

141 番、塩沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

142 番、中の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

143 番、樺野沢の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 70kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

144 番、大木六の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

145 番、仙石の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

146 番、吉山新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10

aあたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

147 番から 149 番は同じ借受人の方の案件です。

147 番、舞子の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

148 番、大沢の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は総額 33,300 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

149 番、大沢の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

150 番、雲洞の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

151 番、三郎丸の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

152 番、153 番は同じ借受人の方の案件です。

152 番、三郎丸の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

153 番、三郎丸の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

154 番、早川の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

155 番、156 番は同じ借受人の方の案件です。

155 番、長崎の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 10.5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

156 番、長崎の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 3 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

157 番、蟹沢新田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 50kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

158 番、長崎、姥沢新田の田畑 47 筆、使用貸借権の設定です。申請理由は経営移譲のためで、後継者に農地の耕作者の名義を変えるためのものです。

159 番から 177 番までは同じ借受人の方の案件です。

こちらは 136 番、137 番の関連案件で、新たに法人を設立するにあたり、今まで個人の名義で借り受けていたものを法人の名義に変えるものです。

内容はいずれも賃借権の移転で、申請理由は法人化のためです。

議 長

178 番から 194 番までは同じ借受人の案件です。

こちらは 158 番との関連案件で、後継者に経営移譲するにあたり、今までの耕作者の名義から後継者への名義へと権利を移転するものです。

内容は、178 番から 193 番までが貸借権の移転、194 番が使用貸借権の移転です。申請理由はいずれも耕作者経営移譲のためです。

195 番から 224 番までは貸借権の再設定、225 番から 227 番までは使用貸借権の再設定ですので説明を省略させていただきます。

以上です。

関係委員がおられます。推進委員 1 番桑原宏太委員の除斥を求めます。

(推 1 番桑原委員退席)

63 ページ 208 番から 211 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。63 ページ 208 番から 211 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、208 番から 211 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(桑原委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件についてのみ質疑を行います。推進委員 22 番井口委員。

推 22 番井口委員

129 番案件について、設定する面積が 4,427 m<sup>2</sup>であるのに対し、対価が全部で 30kg と極端に安い理由について教えてください。

議 長

一之谷係長。

一之谷係長

確かに極端な対価の設定に見受けられますが、事務局の方では特段これといった聞き取り等は行っておりません。

議 長

古藤局長。

古藤局長

まず、この案件については解約の報告のときにも出てきたように、既存の契約内容の年数を見直したという内容になります。そこで推測ではありますが、この耕作者の方の今までのほかの契約時のことを思い返しますと、場所等条件が悪いところを所有者から何とか借りてくれと言われて借り受けているようなケースが何度かありましたので、こちらの案件についてもそのような実情があるので、かなり安価な契約となったのではないかと思われれます。

議 長

井口委員、よろしいでしょうか。  
他にございますでしょうか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認

された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(10時28分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(11時15分再開)

#### 日程10 第5号議案 南魚沼市農地転用適正化指導要領の廃止について

議 長

日程10 第5号議案 南魚沼市農地転用適正化指導要領の廃止についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。古藤局長。

古藤局長

(第5号議案朗読)

69ページをご覧ください。資料1に指導要領の内容が載っております。こちらは県が4ha未満の農地転用の許可権限を持っていた当時のもので、合併前の旧大和町や旧塩沢町にはなく、旧六日町にあったものを踏襲して制定されました。目的は、違反転用を防止するために、市の権限内で市としてどういった動きをすればよいのかという対応を定めたものでしたが、令和4年4月に県から4ha未満の農地転用に対する許可事務等の権限移譲を受け、市が直接指導できるようになりましたので、指導要領自体が必要なくなりました。ただ、これは農地転用の適正化を図る必要がなくなったわけではありません。71ページをご覧くださいますと、現在の違反転用に対する措置についてのチャートが載っております。

本来であれば、この指導要領は権限委譲を受けた段階で

廃止するものでしたが、指導要領がまだ残っているということ  
を失念しており、このタイミングになりました。また、この指導要領を  
廃止するためには皆様の了承が必要ですので、この度議案としてあげ  
るものです。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議案 南魚沼市農地転用適正化指導要領の廃止については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案については原案のとおり承認されました。

#### 日程 11 その他

議 長

日程 11 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員 13 番篠田委員。

13 番篠田委員

幹事会からの報告です。

・3月の懇親会（歓送迎会）について  
以上です。

議 長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)



無いようですので、篠田委員ありがとうございました。  
他にございますでしょうか。農業委員 14 番片桐委員。

14 番片桐委員

先ほどの食育担当者会議において、令和 6 年度の食育出前授業実施校が決まりましたのでご報告いたします。令和 6 年度は後山小学校、五十沢小学校、栃窪小学校の 3 校から実施希望の回答が届きましたので、その予定で進めていきたいと思っております。

また、例年ですと学校との打ち合わせは食育担当の委員で行っておりましたが、今年度につきましてはその学校がある地域の委員さんにも担当していただきたいと思っております。後ほど食育担当の委員から依頼させていただきますので、声がかかった際にはよろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、片桐委員ありがとうございました。  
他にございますでしょうか。古藤局長。

古藤局長

・成果実績のランク付けについて  
以上です。

議 長

先ほどの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、古藤局長ありがとうございました。  
他にございますでしょうか。無いようでしたら、私の方からも一つだけお願いします。

先ほど古藤局長から説明のあった成果実績分の報酬というのは、本来の農業委員や農地最適化推進委員の報酬とは別に、実績があったものについてプラスアルファされる報

酬です。

そういった活動を積み重ねることで、我々農業委員、農地最適化推進委員は農地を見ているのだとアピールすることができます。皆様におかれましては今一度活動実績の細やかな記帳をお願いいたします。

他に何かございますでしょうか。無いようでしたら本日の総会は終了させていただきます。

(11時25分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 6年 4月 25日

南魚沼市農業委員会会長

並木 孝夫

---

会議録署名委員

山崎 輝代

---

会議録署名委員

高橋 宏

---